

福山市介護予防・日常生活支援総合事業（委託事業）について実施する事業者を、次のとおり公募により募集をすることとしましたので、公告します。

2025年（令和7年）3月17日

福山市長 枝 広 直 幹



1 募集する業務名

- (1) 福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス（以下、「緩和訪問」という）
- (2) 福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス（以下、「緩和通所」という）

2 業務内容

各仕様書（別紙）による。

3 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、本市又は本市に隣接する市町に事業所等を有す法人等で次の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 応募手続等

(1) 担当部署

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

電話：(084) 928-1189、ファクシミリ：(084) 928-7811

Eメール：koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 応募の方法

応募しようとする者は、応募書類を揃えて提出することとする。なお、各様式については福山市ホームページからダウンロードすることとする。

掲載場所：福山市高齢者支援課ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/>)

ア 応募書類は、次のとおりとする。

(ア) 応募申請書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ロ) 電子データの保存等に関する申出書（様式第3号）

(ハ) 商業登記簿謄本（写しでも可）又は介護保険事業所としての指定を受けていることを証明するもの（指定有効期間内であること。以下「介護保険事業所指定通知書」という。（写しでも可））

(ニ) 印鑑証明書（写しでも可）

(ホ) 市税の完納証明書（本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。（写しでも可）ただし、本市における納税義務のない者は申立書を提出すること。）

(ヘ) 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの。（写しでも可））

(ト) 実施会場の図面（緩和通所のみ）

(チ) 従事する職員の資格証明証（写し可）

イ 提出場所は、前記(1)担当部署に同じ。

ウ 提出方法は、事前に連絡した上で、持参若しくは郵送で提出すること。

(3) 受付期間（提出締切）

受付期間については、次のとおりとする。

2025年（令和7年）		
契約締結	提出締切 （午後5時まで（必着））	質問受付 （午後3時まで）
4月1日（火）	3月21日（金）まで	3月18日（火）
5月1日（木）	前月の20日まで。 ただし、閉庁日の場合は翌 開庁日まで。	前月の10日まで。 ただし、閉庁日の場合は翌 開庁日まで。
6月1日（日）		
8月1日（金）		
10月1日（水）		
12月1日（月）		

なお、提出締切が3月21日（金）までの場合のスケジュールは次のとおりとする。

2025年（令和7年）	
公告日	応募書類の提出に関する質問書（任意様式）の受付開始
3月18日（火）	質問受付終了（午後3時まで）
3月19日（水）	質問に対する回答 （午後1時までにホームページにより公表）
3月21日（金）	応募書類の提出締切（午後3時までに必着）
3月下旬	審査結果の通知（受託事業者の候補者）

5 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とする。

- (1) 応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

6 応募の審査及び対応

(1) 審査及び結果の通知

応募書類について、応募資格及び仕様書に定める要件を満たしているか審査することとする。審査後、応募者には文書で結果を通知することとする。なお、受託事業者の候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受託事業者として決定したものではないため、通知後は福山市（担当部署）と候補者において契約締結に向けた協議を行うこととする。

(2) 委託契約

契約締結後、受託事業者は速やかな事業開始となるよう着手することとする。

7 留意点

- (1) 応募に係る書類の作成等、応募に要する全ての費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類が揃わなかった場合は、応募申請書は受理しないこととする。
- (3) 提出された応募書類等は返却しないものとし、審査等に必要な範囲において複製をすることがあるものとする。
- (4) 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）の提出が必要とする。
- (5) 事業の委託契約締結後であっても、本公告に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行われてない場合は委託契約を解除することとする。
- (6) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります、この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。